

# 東アジアにおける日本の安全保障

---

ARF を通じた協調的安全保障

大阪大学 野村茂治研究会 国際分科会  
2010年12月  
宮崎菜々・近藤静香・堤かずは

# 東アジアにおける日本の安全保障

---

ARF を通じた協調的安全保障

2010年12月

# 要約

## 1. 現状・問題意識

現在、国際情勢は安定しているとは言えない。しかし、日本は国防をアメリカに頼っているだけでなく、外交能力さえも十分であるとは考えられない。日本政府は国際社会に気を配り安全保障政策をより充実させていくべきと考える。

まず、現在の国際情勢を把握するため、各国が持つ軍事力を調査する。軍事力は現在も各国で伸び続け、各国がいまだに攻撃の意図を持つ可能性があることをうかがわせる。さらに国際紛争が起こっている地域を調べると、今現在も各地で衝突が起こっていることが分かる。特に東アジアに着目してみても、国際紛争に発展する可能性のある火種が非常に多く、また台頭する中国、不安定な北朝鮮、復調するロシアなどの国々に囲まれており、日本は極めて不安定な国際情勢の下に立たされていることがわかる。「不安定な弧」を呼称される東アジアで、日本が取り組むべき安全保障について考えていく。

さて、現在の国際社会で世界各国はどのような枠組みをもって衝突を避けようとしているのか。軍事的脅威に対する安全保障の手段としては、一国レベルの自衛と、同盟や国連等の制度的安全保障が挙げられる。その中で、現在の日本の安全保障の手段として有効と言えるのがアメリカとの二国間同盟である。日米関係は日本だけでなく、東アジア全体の平和へ貢献している。しかし、日米同盟の間には「見捨てられ」「巻き込まれ」という同盟のジレンマが存在しており、日本の安全保障の手段としてこれ一つに依存するのは危険である。加えて、日米同盟はあくまでも抑止・対処に有効な軍事的性格が強く、それ対話・協調を重視した予防外交には適していない。近年の東アジアでの多様な脅威に対処する為には、日米同盟によるヘッジングだけではなく、関与が重要である。予防外交を行う上で、地域的な安全保障機構が大きな役割を果たしつつある。その中でも、対話と信頼醸成の為に設けられたフォーラム型の安全保障機構が複雑なアジア情勢に柔軟に対応する為に適していると考えられる。しかし、東アジアには日米同盟や米韓同盟などの二国間体制（欧州における NATO に相当する）は充実しているものの、多国間の協力関係が薄い。EUにおける欧州安保協力機構(OSCE)に相当する実行力のある組織は、現在東アジアには存在しない。

日本は防衛力が十分でない以上、二国間・多国間での有効な枠組みを必要としている。私たちは、東アジアで不十分だと考えられている多国間協力の可能性について模索したい。

そこで現在ある枠組みの中で、私たちは ARF に着目したい。東アジアの紛争を予防しようとしている枠組みであるが、現状ではまだ第一段階の信頼醸成でしか効果をあげておらず、多国間協調の枠組みとしてはまだまだ未成熟である。

## 2. 分析

本章では、協調的安全保障の理論に基づき、ASEAN 地域フォーラムの在り方を模索する。その為に、まずは協調的安全保障の理論を再定義し、評価項目を作成する。その評価項目と比較することで、ASEAN 地域フォーラムの在り方を検討する。

## 3. 政策提言

分析により、ASEAN 地域フォーラムの在り方を明らかにした後、ARF がその改善策を実行するに当たって、日本が貢献できる点を政策提言とする。

## 目次

### はじめに

## 第1章 東アジアの脅威

- 第1節 伝統的脅威
- 第2節 非伝統的脅威

## 第2章 日本の安全保障

- 第1節 安全保障の手段
- 第2節 日本の安全保障

## 第3章 協調的安全保障

- 第1節 協調的安全保障の再定義
- 第2節 理論による実践の評価

## 第4章 ARF の分析

- 第1節 ARF の経緯
- 第2節 レジームとしての ARF

## 第5章 政策提言

### 先行論文・参考文献・データ出典

# はじめに

---

本稿では、日本が重層的安全保障をとる際に必要不可欠な多国間協調の枠組み・制度について模索している。重層的安全保障の論文としては神谷（1997）が存在し、論文中では二国間枠組みだけでは不十分であり、多国間枠組みと組み合わせて重層的な体制をとることが望ましいとしている。その多国間枠組みとしては ARF があげられていた。

また本稿では、ARF が協調的な安全保障としての役割を果たすことを目指していくが、協調的な安全保障を欧州安全保障機構を基にして、理論を述べているものとして植田(1992)がある。

しかし、協調的な安全保障の理論はいまだに学者により見解が分かれており、統一されたモデルは存在しない。本稿では、まず協調的な安全保障の理論を諸学者の意見を基に再定義し、OSCE、ARF による理論の実践を比較する。その上で、ARF が目指すべき協調的な安全保障を明確にする。

# 第1章 東アジアの脅威

## 第1節 伝統的脅威

### (1) 地域レベル

#### a) 軍事力の増大

近年、東アジアでは急速な経済発展に伴い、各国の軍事支出が増大している。ただし、各国で相対的にバラつきがあるので、アジアの軍事力は非常に不均衡な状態となっている。ここ数年の中国軍事力拡大は目覚ましく、東アジアの不安定化の大きな要因となっている。また北朝鮮は、もともとの軍事力に加えて核兵器開発を目指しており危険な存在である。

海軍力：太平洋諸国のいくつかの国では、海洋、海底資源の権益や海上輸送路の安全を確保する為に、海軍力の増強が図られている。まず中国の海軍力であるが、1990年代まで第一島嶼線の防衛を近海防御戦略として続けていたが、次第にその外側のマリアナ、パラオ諸島を結ぶ海域での海上拒否能力獲得を目指すようになってきている。その海域には、米軍のグアム基地も含まれており、米国の警戒心を強める要因となっている。

中国海軍の拡大とは反対に、台湾海軍の近代化は進んでおらず、台湾海峡を巡る勢力均衡がますます不安定化している。

中国海軍と並んで顕著なのが、韓国海軍の増強である。これまでの韓国海軍は北朝鮮からの沿岸防衛を目的としており、米海軍に依存していた。しかし1980年代から、米海軍不在の際の緊急事態に対応する為に韓国独自で対処できる海軍力を求めるようになった。また、主要資源を海外に依存しており、航路の安全確保を重視し始めた。この際の潜在的脅威の対象は中国と日本であり、済州島の潜水艦基地は日本を意識していると言われている。

ロシアは、石油収益の増大を背景に極東海軍を再起させている。ロシアの軍事支出は2006、2007年ともに前年比20パーセントと超えており、それとともに海軍の近代化が進められている。全潜水艦42隻のうち、23隻を太平洋に配備しており、対米海軍への牽制、中国の海軍力拡大に対する警戒を強めている。

東南アジアでは、シンガポールがシンガポール海峡及び領海とその周辺のを確保する為に潜水艦部隊の強化を図っている。この潜水艦は、中国海軍の動向を受けたもので、中国に対して海上拒否力を得ようとしている。

これまで述べた通り、西太平洋地域における主要国の海軍の力関係は変化し始めており、競合関係が進んでいる。

陸軍：中国陸軍は、区域防衛型から全域機動型に移行し、陸軍人員を大幅に削減した。その背景には、空軍力と海軍力の増大が存在する。北朝鮮においては、陸上兵力中心で、装備の大半は旧式である。陸上兵力の3分の2をDMZ沿いに配備し、韓国北部の都市、軍の拠点はDMZ沿いの長射程火砲の射程化にある。

空軍：空軍力自体は、決定的な戦略プレゼンスへの転換がなされたことは一度もない。しかし、弾道・巡航ミサイル、精密目標能力、精密誘導兵器といった一連の広範な軍事力運用能力と

の組み合わせにおいて、事実上、いかなる状況においても、強力な運用能力を提供できる。現在、特定の東アジア諸国は、朝鮮戦争終了以降、最も殺戮性の高い基地施設を既に取得しているか、その取得段階にある。これらの開発は、東アジアが戦後の経済的回復に成功し、地域諸国がその兵力近代化の財源を有していることによる。より重要なことであるが、DMZ を巡り、大規模な地上戦力がお互いに対峙し続ける朝鮮半島を例外として、地球規模の冷戦終結とともに、全面消耗戦争の影は大きく薄れてきた。こうして、固定砲撃施設を備えた大型地上軍（地上拠点機械化戦力）の必要性は、空軍力や海軍力の投出能力に重点が置かれる分だけ、大幅に低下している。

中国空軍は、軍近代化戦略を進めており、以前は国土防空型であったが、攻防兼備型にシフトしつつある。具体的な戦略としては、ロシアからSu-27、Su-30を導入、国産J-10戦闘機を量産するなど、第4世代戦闘機の増強を図っている。また、空中給油、早期警戒管制能力の獲得にも努めている。

台湾の空軍力は強力であり、特に戦闘攻撃能力、対潜水艦戦能力、海上偵察能力に優れている。台湾の海軍力は、数量的に中国にはおよばないが、対潜水艦戦用の艦艇を含め相当数の水上戦闘艦を有している。しかし、台湾の海空軍の主な任務は中国の侵攻を防ぐことであり、必ずしも外洋まで防衛することは含まれていない。しかも、台湾海軍には補給艦がなく、沿岸を離れての作戦活動には補給上の限界がある。したがって、台湾海軍は東シナ海および南シナ海北部でのシーレーン防衛にはある程度の貢献が期待できるものの、それを越えた地域の作戦活動に従事することは難しい。

韓国の強力な空軍力は、戦闘機および戦闘攻撃機の数と高い能力に裏付けられており、在韓米軍の力を加算すると、韓国の空軍力は中国、日本に次いで、アジアで第3位になる。また、韓国の対潜水艦戦用の航空機の力も大きい。ただし、主な任務の一つとして北朝鮮空軍との戦闘があることを考えあわせると、韓国の空軍力がそのまま南シナ海地域の安全保障に貢献するかどうか疑問が残る。

核兵器：続いて、核兵器についてであるが、東アジアで核保有国は中国と北朝鮮である。中国の弾頭数は約400と言われている。中国が弾道ミサイルの近代化に重点を置くのは、軍事的に優勢な敵に対して有効な攻撃手段であるからだ。中国の弾道ミサイル戦力が、アメリカのミサイル防衛システムによって効果を減じることになれば、核保有国としての中国の国家的威信が深刻なダメージを受けるだろう。北朝鮮に関しては、極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、明確ではないが、過去の核兵器開発疑惑が解明されていないことに加え、一連の北朝鮮の言動を考えれば、核兵器計画が相当に進んでいる可能性も排除できない。

また、06年につづいて、09年5月にも北朝鮮が核実験の実施を発表したことは、北朝鮮が核兵器計画をさらに進展させた可能性が十分にあることを示している

弾道ミサイルの小型化・弾頭化の現状について見てみる。一般に、核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化には相当の技術力が必要とされているが、米国、ソ連、英国、フランス、中国が60年代までにこのような技術力を獲得したとみられることを踏まえれば、北朝鮮が、比較的短期間のうちに、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至る可能性も排除できない。

#### b) 地域対立

冷戦の終結から久しい今日においても、日本周辺の東アジアにおいては冷戦期と基本的に変化のない軍事的対峙が継続している。この現状は、いつ緊張が高まってもおかしくない。上記で述べたように、東アジア全体で軍事力が増強している現実を前提にすれば、武力紛争の発生に伴い、戦争激化の危険性は常に存在する。

朝鮮半島：現在でも朝鮮半島は分断され、南北は軍事的に対立しており不安定なままである。南北対話は不定期ではあるが続けられており、2007年には7年ぶりに南北首脳会談が開催された。同会談の中で、双方は朝鮮休戦体制の終息と恒久的平和体制構築に向けて協力していく事で合意した。しかし、今後大きな進展を遂げるかは不明瞭であり、依然として南北関係は不安定なままである。

中台対立：相変わらず対立を続ける中国と台湾だが、現在では中国が台湾に届くミサイルを中国沿岸に 700 基以上配備しているとされ、海軍力に加えて中国側が有利となっている。中国は、台湾が無理に独立に踏み切った場合、武力行使も辞さないという姿勢を固辞しており、米中関係に緊張をもたらしている。

中印対立：中国とインドは 1962 年に国境線を巡って武力衝突をしているが、両国間には依然として強いライバル意識がある。中国は、同じくインドと対立するパキスタンと手を結び、対してインドは二国に反発する形で核兵器の開発に努めてきた。現在両国は相互に自制しており、海軍演習などをして信頼醸成に努めているが、根底では民族的反目が続く見通しである。

その他：以上の地域対立の他にも、東アジアには国際紛争に発展する可能性のある火種が数多く存在する。ロシアと中国、中国とベトナム、日本と韓国、新疆ウイグル自治区の民族紛争などがある。

c)領土問題

東アジアには領土紛争が数多く存在する。多くのものはエネルギー資源の権益などが絡んでいるが、歴史的な国境を巡る争いもあり、国家間関係の緊張のもととなっている。

西沙諸島・南沙諸島：南シナ海のこれらの諸島では、豊富な海底エネルギー資源を巡って、中国と東南アジア諸国が領有権を主張し合い、地域紛争を引き起こしかねない問題となっている。この問題で、中国政府は南シナ海を中国固有の領海だと主張している。

尖閣諸島：日本と中国の間で領有権が争われており、台湾もこの問題に関しては中国と同一の立場をとっている。歴史的に対立を続けてきた日本と中国の関係を考えれば、この問題は象徴的な意味合いも帯びている。

千島列島：1945 年にソ連が占領した千島列島南部の領有権問題で、日露関係が停滞・悪化している。

(2) 国家レベル

a)中国

中国は、長い歴史を有し、固有の文化、文明を形成、維持してきている。この中国特有の歴史に対する誇りと 19 世紀以降の半植民地化の経験が、中国国民の国力強化への強い願いとナショナリズムを生んでいる。

2010 年度の国防予算を約 5,191 億元と発表した。発表された予算額を昨年度の当初予算額と比較すると、約 9.8%の伸びとなり、これまでの水準は下回るものの、中国の公表国防費は、引き続き速いペースで増加している。公表国防費の名目上の規模は、過去 5 年間で 2 倍以上、過去 20 年間で約 18 倍の規模となっている。

中国はこの軍事費で「中国の特色ある軍事変革」を積極的に推し進めるとの方針をとっている。情報化条件下の局地戦に勝利するとの軍事戦略に基づいて、軍事力の機械化および情報化に取り組んでいる。中国は、軍事や戦争に関して、物理的手段のみならず、非物理的手段も重視しているとみられ、「三戦」と呼ばれる「輿論(よろん)戦」、「心理戦」および「法律戦」を軍の政治工作の項目に加えたほか、「軍事闘争を政治、外交、経済、文化、法律な

図表1-2-3-1 中国の公表国防費の推移



(注)2002年度および2004年度の国防予算額は明示されず、公表された伸び率と伸び率を前年当初予算にあてはめると齟齬が生じるため、これらを前年執行実績額からの伸びと仮定して算出し、それぞれ1,684億元および2,100億元として作成

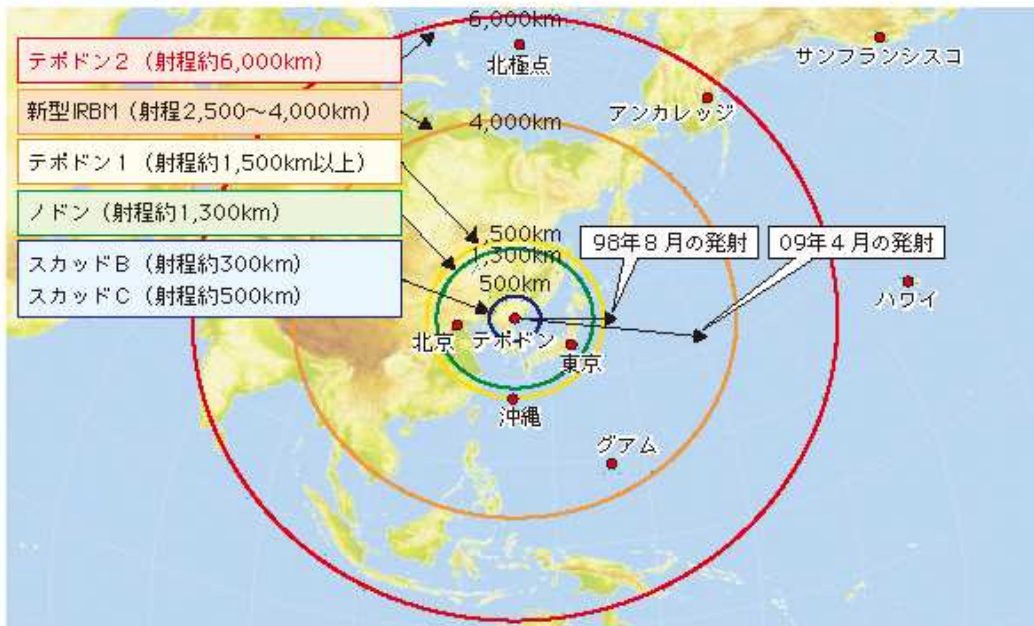


の分野の闘争と密接に呼応させる」との方針も「2008年中国の国防」で掲げている。

b) 北朝鮮

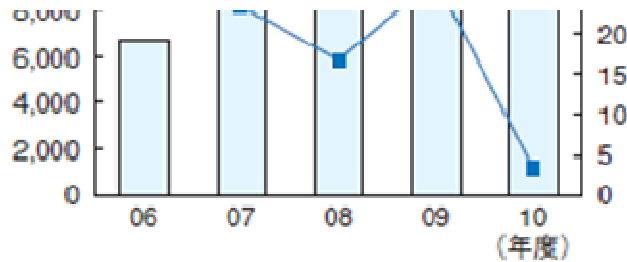
人口に占める軍人の割合は非常に高く、総人口の5%近くが現役の軍人とみられている。総人口に占める現役の軍人(自衛官)の割合は、日本で約0.2%、米国で約0.5%、ロシアで約0.7%、韓国で約1.4%。さらに、北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発などに努めるとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、いわゆる非対称的な軍事能力を維持・強化していると考えられる。

図表1-2-2-2 北朝鮮の弾道ミサイルの射程



※ 上記図は、テポドンを中心に各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したものである。

9  
の  
値  
を  
理  
由  
に



(注) ロシア政府による公表数値。

「シヨナル化」という3つの改革  
大統領はハイテク装備の調達を  
10年までの装備国家綱領も策  
!装備の開発・導入を含む軍の近

(3) 国内レベル

一国内において、統治能力の欠如等を背景に、民族や宗教などに起因する対立の内戦化や貧困の蔓延化に対する適切な対応が行われず、場合によってはこれに外国からの干渉や影響が加わり、深刻な影響が一国内を越えて地域や国際社会に及ぶことも少なくない。こうした状況が長期化すると、地域、さらには国際社会の不安定要因となり、国際社会が直面する脅威にもなりかねない。

中国：チベット民族による漢民族支配への抵抗、ウイグル自治区におけるウイグル族による漢民族支配への抵抗などが存在する。

フィリピン：南部のイスラム教徒による分離運動があり、自治権拡大要求が認められている。この他、過激派のアブサヤフは東南アジア地域で活動するイスラムテロ組織と連携していると言われている。

タイ：南部でイスラム教徒による自治権拡大要求があり、テロが頻発している。

インドネシア：主要都市で中華街の焼き討ちなどの反華人暴動が起きている。また、キリスト教徒とイスラム教徒との深刻な衝突や、イスラム過激派によるテロ行為などで紛争の様相を呈している。

## 第2節 非伝統的脅威

### 第二項 非伝統的脅威

現在のアジアでは麻薬、海賊、激しいナショナリズムの高揚、テロリズム、エネルギー、人口爆発等の様々な問題が山積しており、そのどれもが紛争へと繋がる可能性を秘めており、アジアを不安定化させる要因となっている。

以上に述べた通り、現在東アジアには非常に多様な脅威が潜んでいる。通常は、経済の発展により覆い隠されているが、政治的には安定した状態であるとは全く言えない。ひとえに政治的脆弱性が高いからである。Z.ブレジンスキーはアジアについて「表面上は安定しているが、柔軟性に乏しく、その点で鋼より鉄に近い」と言及している。東アジアは今や、世界で最も多くの脅威が併存する地域であると言える。

## 第2章 日本の安全保障

### 第1節 安全保障の手段

日本は戦後から、安全保障に関して「専守防衛」を掲げ、自ら軍事力を持つことを避けて米国に頼る方針を続けている。その為、日本の安全保障の柱は専ら日米同盟であり、他に安全保障に関して強力な防衛措置を打ち出していない。以下、東アジアのような多様な脅威に晒されている状況で、現在の日本に適した安全保障の手段を理論的に考察する。

#### 第一項 安全保障の手段

##### (1) 軍事力による安全保障

###### ①一国レベルの自衛力の維持・強化

国際社会は無政府状態（アナーキー）であり、国家は基本的には自助に基づき安全を保証するしかないという世界観の下で、自国の軍事力拡大により自衛を目指す。自衛は、信頼性と確実性という点で他の手段に勝っている。しかし、一国防衛には限界があり、膨大なコストがかかり現実的ではない。また、軍事力の増大には安全保障のジレンマが起こる可能性が大きく、効果的とは言えない。

###### ②同盟による勢力均衡

一国のパワー資源や総合国力に限界がある時に、同盟国と役割分担することで安全を確保する手段。費用対効果という観点からは賢明な選択であり、同盟相手は大国である方が望ましい。同盟の弱点は、危急の際の信頼性である。また「見捨てられ」「巻き込まれ」の恐れが常に存在しており、この同盟のジレンマは現在の日米同盟にも当てはまる。

###### ③国際連合による安全保障

国連による集団安全保障体制で、平和の維持を目指すものである。国連の銃弾安全保障体制の下で全ての国連加盟国の軍事的・物質的パワーを結集させたならば、理論上は圧倒的な軍事力を行使できることとなる。国連はそのような仕組みを設け、侵略行為自体の抑止を試みた。しかし、第二次世界大戦以降に国連の集団的安全保障が行われた事例は存在せず、制度の欠陥をいまだに克服できていない。

##### (2) 協調による安全保障

###### 地域的枠組みによる協調的安全保障

協調的安全保障は、紛争が起こる以前に発生自体を事前に防止することに努める。潜在的な敵性国家との安定した協調関係を構築し長期的な予防効果を求める。無用な緊張や対立の種を早期に取り除くため安全保障対話や信頼醸成措置といった非強制的な手段がとられる。

(3) 重層的安全保障

上記の二つは排他的な存在ではなく、むしろ相互に強化しあう関係に立つことができる。協調的安全保障による紛争の予防措置に失敗したとしても、同盟関係が信頼できる保険となるからだ。さらにこの保険がなくては、予防的措置も効果的に機能しえないであろう。同盟関係も、予防的措置が成功することによって負担するコストを減らしていくことが可能である。このような重層的安全保障は、今日のヨーロッパで見ることができる。

## 第2節 日本の安全保障

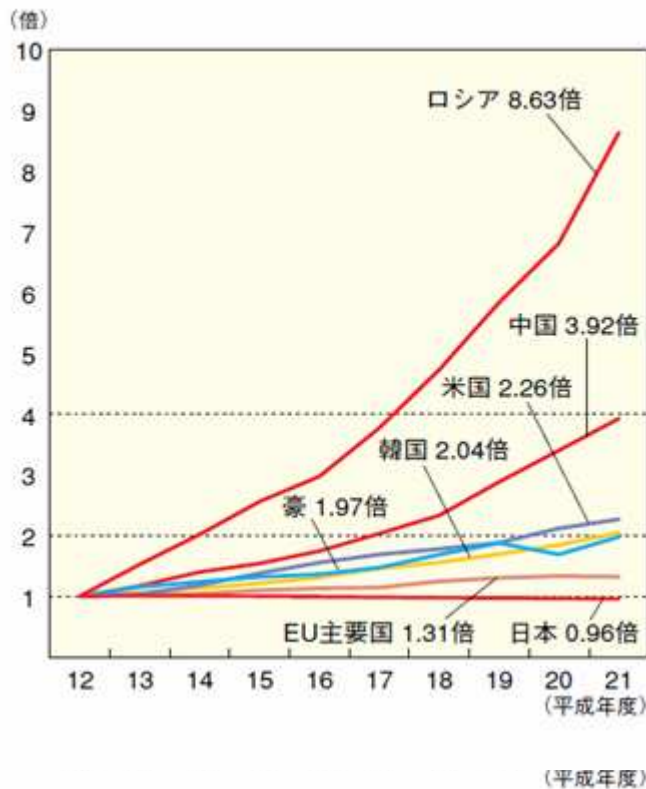
(1) 軍事力による安全保障

①自衛隊

日本は「戦力」に当たらないとされる、必要最低限の自衛力を保持しているとされる。たとえば大陸間弾道ミサイル(ICBM : Intercontinental Ballistic Missile)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されない。

その防衛費は、他国と比較しても非常に少なく、減少傾向にある。

●平成12年からの各国の防衛費の推移



## ②日米同盟

具体的には、日米安保条約第 5 条は、日本に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている。この米国の日本防衛義務により、日本に対する武力攻撃を企図するに際しては、相手国は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識することとなって、日本に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

### (2) 協調による安全保障



#### (1) 欧州地域

欧州では、集団防衛を担う NATO が中核に位置し、その外延に旧 WTO 諸国との北大西洋協力理事会(NACC)、NATO 加盟を希望とする諸国との「平和のためのパートナーシップ(PFF)」、NACC を発展させた欧州大西洋パートナーシップ理事会(EAPC)という複数の協調的安全保障枠組みが設置され、それらすべてを OSCE が包含する重層的な安全保障構造が構築されている。予防機能を担う OSCE と抑止・対処機能を担う NATO は補完的に併存している。

#### (2) 米州地域

アメリカ大陸では、多国間枠組みとして米州機構(OAS)が存在しており、アメリカが中心となって、同地域の平和と安全の強化に取り組んでいる。米州では、アメリカの地域覇権によって秩序が形成されており、欧州のようなモデルは存在しない。

#### (3) アジア地域

アジアでは、地域内各国の発展段階や政治・経済体制、文化的伝統などが多様であることに加え、脅威認識や安全保障観も一様ではなく、この為ヨーロッパにおける NATO のような安全保障機構の発展は見られず、米国を中核とした二国間の安全保障取り決めが地域における安定の基礎となっており、抑止・対処の役割を担ってきた。とりわけ日米安保体制は、地域の安定のための外交・軍事上の資産として大きく貢献している。しかし、軍事上の取り組みのみでは、安全保障のジレンマが起こる可能性がある。安全保障のジレンマとは、軍備増強や同盟締結といった自国の安全を高めようと意図した国家の行動が他国に類似の措置を促し、双方が欲していない場合でさえも、紛争をもたらす緊張の増加を生み出してしまう状況をさす。

過去には、政治的・軍事的「安全保障のジレンマ」が先行し、交流の遮断に繋がり、全面对立から戦争発展する場合もあった。問題は、いずれのレベルの「安全保障のジレンマ」が国家間関係で生じようとも、このジレンマのエスカレーションをどのようにして防止するかにある。この可能性を低減するために、安定化に向けた措置が不可欠になる。具体的には、安全保障のジレンマ防止のための東アジア域内での信頼醸成措置や対話推進の取組みを行なうことが求められる。

協調的安全保障の枠組みとしては、ASEAN を中心として ASEAN 拡大外相会議、その外延に ARF が存在する。ARF とは、1994 年、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的として発足した。現在は、ASEAN 十カ国をはじめ、計二十五カ国及び EU の外交当局と国防・軍事当局の代表が参加する。ARF は地域の信頼醸成

を促進し、地域の紛争の予防に取り組もうとしている。アジアにおける多国間枠組みの枠組みとして、安全保障環境の改善に貢献する事が期待されている。

#### ①ARF の成果

##### I 多国間の信頼醸成の促進に「ある程度」貢献

閣僚会合や高級事務レベル会合、各インターセッション会合、ARF 安全保障政策会議などを通じての人的交流や地域情勢に関する意見交換を促進した。また、国防白書の発行や年次安保外観の提出などの具体的な信頼醸成措置(CBM)実施している。

##### II 独善的な行動をとる国家に集団的な批判と圧力を加える場として活用

95 年の中国の核実験や南シナ海における衝突へ議長声明を発表した。

##### III 非伝統的安全保障分野における協力の進展

テロ対策に関する情報交換や災害救援に関する机上演習などの具体的な協力活動を実施している。

##### IV 二国間外相会談の機会の提供により、大国間の緊張緩和に貢献

96 年の台湾海峡危機、99 年の米国による中国大使館の誤爆などの事態に対応し、米中関係改善に貢献した。また北朝鮮とのコンタクトポイントとなり米朝、日朝間での外相会談を開催している。

しかし ARF は、OSCE のように予防の役割を果たしているとは言い難く、現段階では信頼醸成にとどまっている。しかし、アジア太平洋地域では、不透明で不確実な状況をもたらす不安により触発する意図せざる紛争や、現状変更国家によって意図的に引き起こされる紛争の可能性が高く、予防と抑止・対処による安全保障協力の必要性は欧州よりも大きい。

#### ②ARF の問題点

##### I ARF で合意されてきた CBMs の低水準性

中国などの反対で実効的な CBMs が合意できず、各国の軍事的透明性の向上に結局有効な効果はない。そのため国家間の猜疑心を軽減できず、信頼醸成を高める事ができない。

##### II ARF の議論・活動の拡散

非伝統的安全保障問題の領域が、エネルギー備蓄問題、伝染病問題など拡大している。そのため信頼醸成や予防外交といった ARF の主要アジェンダへの取り組みが不十分のまま、対象領域の拡大は、ARF の実効性を損なうと考えられる。

##### III 実行力の欠如

ARF における合意事項は全て非拘束的なもので、「合意の積み上げ」はできても、信頼醸成促進に必要な「協力の実績の積み上げ」が十分にできていない

##### IV 予防外交に向けたプロセスの停滞

ARF の予防外交の対象領域は「国家間における紛争」に限定している。内政不干渉原則に固執する参加国が強く反対しているからである。そのため「早期警報」「事実調査」「調停者の派遣」という予防外交に不可欠な措置がない。

以上の現状分析により、私たちは、日本が目指すべき安全保障の体制は重層的安全保障であると結論付ける。その理由としては、まず現在の東アジアの脅威が多様であることが第一に挙げられる。上記で述べたように、東アジアには伝統的脅威と非伝統的脅威の両方が存在しており、また各国同士が抱える紛争の種も多く、対立が明確化する可能性を秘めている。そのような状況において、日本が現在取り組んでいる軍事力による安全保障では、あまり有効ではない。軍事力による安全保障は、明確化している脅威に対しては有効であるが、顕在化していない紛争を未然に防ぐことには適していないからだ。それゆえ、日本には軍事力による安全保障だけでなく、協調による安全保障をも視野に入れた重層的安全保障が最適であると言える。日本が現在関与して



いる協調による安全保障は、ASEAN 地域フォーラムであり、この機構を発展させることが日本の課題だと言える。しかし、ASEAN 地域フォーラムには上記のような問題点が指摘されており、その有効性には疑問が呈されている。

第二節までの考察により、日本の目指すべき安全保障の手段を明確にした。それと現在の日本の安全保障政策を照らし合わせると、二国間同盟は日米同盟により十分取り組まれているが、多国間協調の体制が不十分であることが分かる。現在、東アジアで進行している協調による安全保障を行う地域機構として挙げられるのは、ASEAN 地域フォーラム(ARF)である。しかし、この ARF は EU における OSCE のような成果は挙げられておらず、まだまだ未成熟な機構であるとの評価が多い。90 年代では大きな進展がみられていたが、最近では停滞気味との指摘もあり、今後の発展が危うい状態である。このまま ARF の取り組みが遅延すれば、東アジアに地域的安全保障機構の設立が実現できず、安全保障への取り組みが不十分な状態が続いてしまう。この ARF が軍事力による安全保障を補完するものとして機能するためには、どうすべきか考える。

## 第3章 協調的安全保障

### 第1節 協調的安全保障理論の再定義

#### 第一項 分析目的

まず、ASEAN 地域フォーラムを検討するために、協調的安全保障という理論を用いる。「協調的安全保障」は、外交現場で使われてきた概念で学問的にはまだ厳密に定義されていない。<sup>1</sup>この概念の登場した背景には、分断された欧州において、冷戦の負の遺産を克服するという時代の要請がある。大まかな概念としては、非対決的な方法を用い、協力関係を増進させる事により、参加国間の対立要因を克服する事を目指し、このための協議、協力は制度化されたプロセスとなる。具体的な組織体である協調的安全保障構造においてコンセンサス・ベースで決定が行われる。特徴的なものとしては、制度化された安全保障対話、安全保障の包括的アプローチが挙げられる。以上に挙げた条件は、協調的安全保障を論じる論文に共通して述べられている事項である。しかし、既述の通り、未だに確固たる概念は形成されておらず、協調的安全構造を評価する上で、明確な評価指標は存在しない。本章では、まず各論文で述べられている協調的安全保障の概念を整理し、独自の評価項目を作成する。その上で、協調的安全保障の例である欧州安全保障機構と ASEAN 地域フォーラムを比較・検討の後に、ASEAN 地域フォーラムの問題点を明らかにしていく。

#### 第二項 協調的安全保障の理論の再定義

##### I. コンセンサス

第一に、協調的安全保障の大前提となるものがコンセンサスである。これは決して全会一致を目指すものではなく、交渉により、全加盟国のコンセンサス作りを目指すものである。参加国同士の共通の価値認識であるとも言える。

##### II. 信頼醸成

第二に、信頼醸成措置である。これは、メンバーの間での対話を重視し、利害の調節、内部に発生する危機や武力行使に対処し、平和維持を目的としたものである。次に述べる予防外交の前段階であり、国家間の信頼強化・紛争の種の除去という役割が期待される。具体的な措置は、①透明化措置②規制措置③検証措置という三段階で構成される。この信頼醸成というものを OSCE の例で見ると、まず目的は「参加国間に存在する緊張の原因を除去し、そしてそのようにして世界の平和と安全に貢献する」ことであり「参加国間の信頼を強化し、そしてそのようにして欧州における安定と安全の強化に貢献する」ことであり、具体的には「特に参加国間に軍事活動の性格についての明確で時宜にかなった情報が不足している状況

<sup>1</sup> 植田(1995)



において、武力紛争の危機や懸念を生じさせ得るような軍事活動についての誤解または誤認の危険性を減少させることに貢献する」ことであると規定された。<sup>1</sup>つまり、OSCE の信頼醸成の目的は、情報の提供により、参加国間に軍事的脅威が存在しないことの確証を与え、国家間の信頼を強化することであると言える。

### Ⅲ. 予防外交

第三に予防外交である。予防外交の目的は、非強制手続により紛争を未然に予防することである。予防外交は、信頼醸成とは異なり、紛争の種が顕在した状態で行う。予防外交は、冷戦後の国際社会において有効であると考えられている。そこには、紛争の性質の変化がある。冷戦後の紛争の特徴として、民族や宗教、経済格差などさまざまな原因が複合的に絡み合い、その多くが国内紛争の形態で表れている。これらの紛争は、いったん紛争に至ってしまうとその解決が困難であるため、紛争は予防した方が介入や平和維持よりもはるかにコストが安くつき、有効であるという考え方が広まっていった。<sup>2</sup>紛争予防概念の具体的な方針を OSCE の例で見えていくと、人的側面と包括的安全保障概念の二つが特徴的である。まず、人的側面の発展であるが、主に人権に関わる課題を取り扱う。OSCE では、これまで内政問題と見なされていた少数民族問題が、参加国間の平和、正義、安定及び民主主義の主要な要因の一つであることが共通認識として存在し、予防外交の対象としても国内紛争を取り扱う。また、「CSCE<sup>3</sup>の安全保障と安定性は、人権、政治、軍事、経済、環境などの構成要素を含んだ包括的な概念であること」を認識し、「紛争の予防と平和の強化は、少数民族の権利も含めた人権の尊重に従い、緊張の根本原因を取り除くことによって達成される」としており、OSCE 内での問題を包括的に扱う方針をとっている。具体的な紛争予防メカニズムとしては、①早期警報②紛争予防③危機管理④紛争後の復興支援の四段階が挙げられる。

### Ⅳ. 紛争解決

紛争解決は、紛争が顕在化した際に、その紛争がエスカレートすること・武力紛争に発展することを直ちに封じ込めることを目的とする。その際に、武力によって解決するのではなく、あくまでも非強制的手続きを重視し、対話や事実調査による解決を目指す。また、紛争終結後に紛争の種が再び顕在化するのを防止するために、現地での復興支援を行ったりもする。

---

<sup>1</sup> 佐渡(1998)

<sup>2</sup> 矢野

<sup>3</sup> OSCE の前身

## 第二節 理論による実践の評価

では上記で挙げた協調的安全保障の条件を項目毎にまとめ、OSCE での検討を行う。

理論：協調的安全保障	理論：評価項目	実践：OSCE	評価
コンセンサス	コンセンサス形成方式	コンセンサス-1	○
信頼醸成	A 透明化措置	事前通告、年間計画、交流 軍事情報の年次交換	○
	B 規制措置	制限措置、危機軽減措置、	○
	C 検証措置	視察、査察、評価訪問、 年次履行評価会議	○
予防外交	D 早期警報	常任理事会 少数民族高等弁務官 民主制度・人権事務所	○
	E 紛争予防	長期継続使節団	○
紛争解決	F 危機管理	実情調査、使節団派遣	△
	G 紛争後の復興支援	選挙の実施、人権の尊重、軍備 管理と安全醸成措置	○

では、この理論を ASEAN 地域フォーラムに当てはめて、評価していく。

理論：協調的安全保障	理論：評価項目	実践：ARF	評価
コンセンサス	コンセンサス形成方式	ASEAN 方式	○
信頼醸成	A 透明化措置	政治・安全保障対話、年次 安全保障概観、軍人の交流	○
	B 規制措置	—	×
	C 検証措置	—	×
予防外交	D 早期警報	—	×
	E 紛争予防	議長の役割の強化、エキス パートと賢人の登録制度の 形成、年次安全保障概観の 促進、地域の安全保障に関 する自発的な背景説明	△
紛争解決	F 危機管理	—	×
	G 紛争後の復興支援	—	×

比較すると、OSCE の協調的安全保障の評価項目には、ARF はほとんど当てはまらないことが分かる。つまり、ARF を評価する際に、OSCE の指標は適切でないことが伺える。そもそも、現在存在する協調的安全保障の理論は、OSCE を基にしたものが多数であり、ARF の評価には適していないと言える。以下、評価項目の違いを生じさせていると思われる OSCE と ARF との背景の違いを検討する。

#### A 透明化措置

透明化措置に関しては、OSCE、ARF 双方ともに整っていると言える。透明化措置は信頼醸成の第一段階であり、軍事力の公開や軍人同士の交流を通して、国家間の不信感を取り除くものであるが、一定の効果을あげていると言える。よって、この項目に関しては両者に適用可能である。

#### B 規制措置

規制措置に関して、OSCE には一定規模以上の軍事活動を実施するためには、あらかじめその活動を年間計画に盛り込み参加国に通知するという義務が存在する。しかし、ARF にはそのような規制は存在していない。

#### C 検証措置

検証措置に関して、OSCE には視察員の制度があり、義務化されている。また視察とは別に査察も導入され、信頼醸成の履行に疑問がある場合には、他の国の要求によって実施することが可能である。一方、ARF には、信頼醸成の履行を確認する機関は存在しない。

#### D 早期警報

早期警報は、意思決定と政治協議の常設機関である常任理事会でのアジェンダ・セッティングである。常任理事会は毎週協議を行っており、この場での情報交換が早期警報そのものとなっている。ARF では、OSCE の常任理事会に当たるものは存在せず、毎年行われている閣僚会合での情報交換が当役割を果たしていると言える。

#### E 紛争予防

OSCE では、紛争が顕在化した場合に、それが武力紛争にエスカレートするのを防ぐために、使節団を送る制度が整えられている。ARF では、まだその段階には至っていない。

#### F 危機管理

OSCE では、紛争が起こってしまった際には、実情の調査・対話での解決を行うための制度が形式上存在する。

#### G 紛争後の復興支援

OSCE では、紛争後に再び紛争が顕在化することを防ぐために、選挙の実施や安全醸成のための使節団が派遣されている。

以上の項目を見ていくと、ARF では信頼醸成・予防外交の第一段階までしか発展していないことが伺える。ここで、ARF の成立過程を概観する。

## 第4章 ARF の分析

### 第1節 ARF の経緯

1994年7月、アジア・太平洋地域で初めての政府間の安全保障協議体として東南アジア諸国連合地域フォーラム（ARF）が発足した。ASEANは1979年以来、毎年7月に、域外大国との対話を推進する目的から、定例 ASEAN 外相会議の直後に拡大外相会議を開催してきた。そしてさらに ARF が加わった。

ARF のメンバーは、ASEAN10 カ国と日本、韓国、中国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、アメリカ、カナダ、ロシア、パプアニューギニア、モンゴル、北朝鮮、パキスタン、東ティモール、バングラデシュ、スリランカに EU を加えた、26 カ国の国と地域で構成されている。

ARF の成立目的は、第一に地域内の国々の指導者が定期的に顔を合わせることで、お互いに理解を深め、信頼感を構築し、予防外交を実践し、域内の国家間対立や紛争を除去していこうというものである。特に ASEAN の目的は、アジア太平洋での多角的協調的安全保障の枠組みを考えると、そこに中国を取り込み、中国の対話を広げ、中国の将来の行動に影響を与える場を確保する、という意図をもっている。

ARF はその目的達成のために三段階のアプローチを定めている。第一段階を信頼醸成とし、各種セミナー・ワークショップの開催、安保対話、防衛交流の推進、国連軍備登録制度への参加、国防政策ペーパーの自主的提出等を行っている。第二段階が予防外交、第三段階を紛争解決としているがまだその段階までいたっていない。

第一回会合が 1994 年に開催されてから、ARF は順調にメンバーを増やし 1 年に 1 回 7 月に開催されてきた。話し合われる内容は、おもに朝鮮半島情勢は継続して毎回話し合われているほか、ミャンマーや東ティモール情勢、中東問題なども継続されている。第 5 回以降、第二段階にあたる予防外交プロセスについての話し合いが始まったが、今年度開催された 17 回会合でも行動計画を採択することが決定したのみでまだ実現には至っていない。

以下、詳しい会合の内容をまとめる。

#### ●第一回 閣僚会合（1994年7月@バンコク）

- ・アジア太平洋地域の 17 カ国及び EU の外相レベルの参加
- ・議長声明  
課題は「信頼・安全醸成、予防外交」  
最終的にはすべての参加国による国連軍備登録制度への加入を推進

#### ●第二回 閣僚会合（1995年8月@バンドル・スリ・ブガワン）

- ・カンボジア参加
- ・中期的アプローチとして「概念文書(concept paper)」に基づき以下三段階で進行
  - ①信頼醸成の促進
  - ②予防外交の推進
  - ③紛争へのアプローチの策定

- ・政府レベルで以下の会合開催
  - ・信頼醸成措置に関する会合（共催国：日本，インドネシア）
  - ・国連平和維持活動（PKO）に関する会合（共催国：カナダ，マレーシア）
  - ・捜索救難に関する会合（共催国：米国，シンガポール）
- 具体的な信頼醸成措置を推進する分野
  - ・政治・安保対話の強化
  - ・防衛政策に関する文書の作成を通じた透明性の向上
  - ・防衛交流の一層の推進
  - ・国連軍備登録制度への参加懸念

●**第三回 閣僚会合(1996年7月@ジャカルタ)**

- ・インド、ミャンマー加盟
- ・新規参加基準①ARFの目的・活動に対する支持 ②アジア太平洋の安全保障との関わり ③漸進的な拡大 ④コンセンサスによる決定
- ・地域の安全保障醸成について閣僚レベルで活発な意見交換
- ・政府レベルで以下の会合開催に合意
  - ・信頼醸成措置に関する会合の継続（新たに中国，フィリピンが共催）
  - ・PKOに関する会合の継続（引き続きカナダ，マレーシアが共催）
  - ・捜索救難に関する会合の継続（引き続き米国，シンガポールが共催）
  - ・災害救助に関する会合を新たに開催（共催国：ニュージーランド，タイ）

●**第四回 閣僚会合(1997年7月@スバングジャヤ：マレーシア)**

- ・予防外交について政府レベルでの検討開始を確認
- ・一般軍縮問題に関する意見交換（化学兵器条約、CTBT、核不拡散、対人地雷）
- ・政府レベルで以下の会合開催に合意
  - ・信頼情勢措置に関する会合の継続（新たにブルネイとオーストラリアが共催）
  - ・国連平和維持活動（PKO）に関する会合「欧州連合」（EU）がフォロー・アップ・ワーク
- ーク
- シヨップ主催)
  - ・捜索救難に関する会合（シンガポールが年次訓練コースなどを主催）
  - ・災害救助に関する会合の継続（引き続きニュージーランド，タイが共催）

●**第五回 閣僚会合(1998年7月@マニラ)**

- ・モンゴル参加
- ・メンバー国自身の問題について意見交換（インド・パキスタンの核実験、ミャンマー・カンボジア情勢）

●**第六回 閣僚会合(1999年7月@シンガポール)**

- ・東南アジア情勢、北朝鮮問題、ARFでの予防外交について論議
- ・北朝鮮のミサイル発射問題への懸念の表明

●**第七回 閣僚会合(2000年7月@バンコク)**

- ・北朝鮮参加
- ・朝鮮半島情勢、大量破壊兵器及び運搬手段の拡散、ミサイル防衛システムの影響を論議

●**第八回 閣僚会合(2001年7月@ハノイ)**

- ・朝鮮半島、インドネシア・東ティモール情勢について意見交換

- ・予防外交の概念と原則、ARF 議長の役割の強化、専門家・賢人登録制度を採択

●**第九回 閣僚会合(2002年7月@バンダル・スリ・ブガワン)**

- ・テロ対策に関する ISM の設置承認
- ・国防・軍事当局関係者の関与の強化や、ASEAN 事務局を通じた ARF 議長の支援強化などを含む九つの提言を採択
- ・ARF 国防・軍事当局会合を開催

●**第十回 閣僚会合(2003年6月@プノンペン)**

- ・「海賊行為及び海上保安への脅威に対する協力に関する声明」及び「国境管理に関するテロ対策協力声明」を採択
- ・ARF の活動強化の方途を巡る議論

●**第十一回 閣僚会議(2004年7月@ジャカルタ)**

- ・パキスタン参加
- ・「国際テロに対する輸送の安全強化に関する ARF 声明」及び「不拡散に関する ARF 声明」
- ・「ARF 安全保障政策会議(ASPC)」の第一会合が 2004 年までに中国で開催決定

●**第十二回 閣僚会合(2005年7月@ピエンチャン)**

- ・東ティモール参加
- ・ARF において災害救援に関する会期間会合の再開を決定(スマトラ沖地震を受けて)
- ・六者会合の再開を歓迎
- ・「ARF 基金設立のための付託事項」を採択

●**第十三回 閣僚会合(2006年7月@クアラルンプール)**

- ・バングラデシュ参加
- ・六者会合の再開を要求、北朝鮮のミサイル実験に懸念表明
- ・イスラエル・レバノン情勢について、武力行使に対して懸念表明
- ・国際テロリズムを予防、停止及び撲滅することに対するコミットメントを再確認
- ・第一回 ARF 専門家・賢人会合の開催を歓迎

●**第十四回 閣僚会合(2007年8月@マニラ)**

- ・スリランカ参加
- ・朝鮮半島の非核化が、アジア太平洋の平和と安定に不可欠である事を強調
- ・ミャンマーの民主主義への平和的移行を促す
- ・アフガニスタンへの継続的支援を強調
- ・テロリズムを個別の宗教や民族と関連付けるべきではない事に合意
- ・ARF 議長の役割を支援する為に「議長フレンズ制度の付託事項」を採択

●**第十五回 閣僚会合(2008年7月@シンガポール)**

- ・ARF において防災の分野での協力を一層進める事に一致
- ・朝鮮半島の情勢につき、六者会合に対する支持を表明
- ・海上安全保障に関する会期間会合(ISM)及び不拡散・軍縮問題に関する ISM の新設に合意
- ・「ARF 見直しペーパー」及び「シンガポール宣言」を採択

●**第十六回 閣僚会合(2009年7月@プーケット)**

- ・北朝鮮に対し、六者会合への復帰や安保理決議の順守を求める

- ・ ミャンマー情勢・アフガニスタン情勢について議論
- ・ 2020 年の ARF の目指すべき姿をまとめた ARF ビジョン・ステートメントを採択

### ●第十七回 閣僚会合(2010 年 7 月@ハノイ)

- ・ 韓国哨戒艦の沈没について懸念を示す、六者会合への復帰を奨励
- ・ 南シナ海情勢についての、2002 年の ASEAN・中国間の「南シナ海における関係国の行動に関する宣言(DOC)」の重要性を確認
- ・ 日本とインドネシアの共催による ARF 災害救援実動演習(2011/3)への積極的参加を奨励
- ・ ARF ビジョン・ステートメントを具体化する為の行動計画を採択

以上 ARF の経緯を概観したが、ARF の閣僚会合では、対話を主に行っており、決議を行うにしても各国の行動を厳しく規制するようなものは見受けられない。これは、ARF が対話を重視しており、主に信頼醸成を行うための場であることを示していると言える。これは OSCE が協調的安全保障の上位機能である予防外交機能を最初に付与されたのとは異なり、ARF が安全保障に関する対話の機能を目的として設立されたことが影響していると考えられる。それゆえ、ARF は OSCE と同じ形態を目指すべきではない。では、ARF に適した形態はどのようなものかレジーム論を用いて考察していく。

## 第2節 レジームとしての ARF

### (1) レジーム

レジームとは、ある一定の問題領域において複数の国家が基本的な目的を共有し、その目的を達成するために行動のルールを設定し、ルールが守られているかどうかをモニターする仕組みを作りさらに、ルール違反が行われた場合それに対処するルールを設けるというものである。

安全保障レジームとは、規範とルールによって国家の行動を規制する国際制度と言い換えることができる。協調的安全保障は基本的には戦争の予防を共通の目的とし、ルールを設定する多国間のレジーム作りであると考えられる。

### (2) 硬いレジームと柔らかいレジーム

先ほど取り上げた OSCE は協調的安全保障レジームの中では最も発展しているものと考えられる。きわめて明確なルール、査察の精度、さらに制裁システムなどを持ち合わせている。これに対して、基本的な原則を宣言的に採用し、行動のルールについても明文化された細かいルールは存在せず、裁量の余地の多いものを持ち、制裁措置などはまったく明文化されていないものを柔らかいレジームと呼ぶことができる。ARF はこちらに分類される。柔らかいレジームでは、対話の慣習が重視され、戦争予防や信頼醸成をめぐって対話が行われるが、各国の行動をしぼるようなルール化を求めての交渉は行われず、各国の自主性と裁量の幅を維持しながら目標の達成が図られる。ここでは、完備したレジームを形成することを目的とするよりも、むしろ対話のプロセス自体が高く評価される。

### (3) 硬いレジームと柔らかいレジームの関連

まず、柔らかいレジームから始め、最終的には硬いレジームを作っていくのが望ましいという立場がある。しかし、硬いレジームは欧米的なもの、柔らかいレジームはアジアに多くみられるという立場もある。

歴史的や地政学的背景から考えて、地域的な枠組みが機能するためにはいくつかの条件が必要であることは明らかであり、それぞれに柔らかいレジームや硬いレジームが最適であると考えることができる。アジアで多国間枠組みが機能する条件として以下のことが考えられる。

第一に、アジアはヨーロッパと違って依然として著しく多様、多元的な世界といえる。アジアには共通の脅威があるわけではないため、地域全体としての軍備管理や信頼醸成措置が今すぐに必要とは考えられない。一元的な安全保障体制を設けることは、無関係な国家がある具体的な問題に関与することによって問題を紛糾させる。したがって、協調的安全保障の枠組みは緩やかに連結する協議のほうが望ましい。

第二に、予防外交には安定した大国関係が必要とされる。多国間主義には、大国の単独主義によって破壊される可能性と、逆に大国によって支配される可能性を持つからである。ヨーロッパでは、主要な3～5カ国が地続きの大陸にあるのに対して、アジアでは中国が巨大すぎる。アジア域内に均衡体制をつくるのが難しいことを考慮すると、硬いレジームができたとしても、それが中国の地域覇権体制となってしまう可能性がある。

よって、アジアでは OSCE のような硬いレジームを目標として目指すのではなく、あくまでも柔らかいレジームのまま ARF を発展させていくべきと考える。そのためには、すでに述べた大国関係が重要になってくる。

以上の分析により、これまでの ARF に対する評価は、OSCE を基にした理論で行われており、必ずしも ARF に適したものではなかった。ARF は、その現状、成立過程、東アジアの背景を考慮すると、OSCE のような硬いレジームよりも、緩やかなレジームを目指すべきであると言える。その為には、信頼醸成・予防外交を重視するスタンスを貫くことと、大国間のバランス関係に配慮することが重要であると言える。



## 第5章 政策提言

---

以下、これまでの分析を踏まえて政策提言を行う。

まず、一つ目には「日本による ARF 像の提案」である。

現在 ARF には、確固たる将来のビジョンが共有されておらず、各国間で目指すべき姿が対立している。特に、OSCE と比較した評価により、硬いレジームを目指すべきとの声が上がっているが、ARF とは本来対話を重視したフォーラムであり、OSCE のような機構を目指すべきではない。日本は、ARF に適した緩やかなレジームの提案を行い、加盟国間同士での共通のビジョンの形成を提案すべきである。

次に、ARF の理想的なレジームを構築する上で重要となってくるのが、大国間の関係である。ARF に関わる主要な国家は、中国・米国・日本である。中でも中国との関係は、日本が積極的に ARF に関与していくため重要である。なぜなら、ASEAN が ARF を進めていく思惑の一つとして中国の意向を取り込むことが挙げられるからである。また ASEAN は、米国主導の ARF に対して反発心を持っており、日本が米国と組んで ARF に関与することは望ましくないと考えられる。よって、日本は柔軟かいレジームのビジョンを中国と共有し、友好関係を築きながら ARF に関与していくことが望ましい。しかし、現在の日中関係を鑑みると、中国と正常な関係を成立させることは困難であると思われる。そこで、日中の二国間関係ではなく、ASEAN を交えたトライアングルの関係を ARF 内で構築することを目指すべきであると考えられる。

先行論文・参考文献・データ出典

### 先行論文

- ・植田隆子（1998年）「欧州における軍事同盟の変容と協調的安全保障構造」
- ・神谷万丈(1997年)「アジア太平洋における重層的安全保障構造に向かって」

### 主要参考文献：

- ・竹下興喜監訳（1996年）『新脅威時代の「安全保障」—『フォーリン・アフェアーズ』アンソロジー』中央公論社
- ・『外交フォーラム』編集部（2002年）『「新しい戦争」時代の安全保障』都市出版
- ・Z.ブレジンスキー（2003年）『地政学で世界を読む』日経ビジネス文庫
- ・飯田将史「中国の東南アジアに対する安保協力—ARF への対応を中心に—」
- ・赤根谷達雄、落合浩太郎編（2004年）『日本の安全保障』有斐閣コンパクト
- ・ジョセフ・ナイ（2007年）『国際紛争—理論と歴史—[原書第6版]』有斐閣
- ・G.クレイグ、A.ジョージ（2007年）『軍事力と現代外交』有斐閣
- ・平和・安全保障研究所編（2008年）『アジアの安全保障 2008-2009』朝雲新聞社
  
- ・天児慧、野口和彦(2000年)「信頼醸成措置と ASEAN 地域フォーラム」
- ・植田隆子（1995年）「協調的安全保障とは何か」
- ・植田隆子（1992年）「欧州安全保障の変動と協調的安全保障構造」
- ・菊池努(2009年)「ASEAN 安全保障共同体(ASC)構想」
- ・佐渡紀子（1998年）「OSCE における信頼安全醸成措置」
- ・嶋田数之(2000年)「ARF は変化したか」
- ・鈴木早苗(2009年)「ASEAN 憲章下での組織改革」
- ・斎藤直樹(2001年)「欧州安全保障協力機構(OSCE)と紛争予防」
- ・千光士尚史(2005年)「ASEAN 地域フォーラムの問題点と解決策に関する一考察」
- ・坪内淳(1997年)「OSCE プロセスと ASEAN」
- ・西原正(1994年)「アジア・太平洋地域と多国間安全保障協力の枠組み」
- ・西原正(2006年)「ASEAN 地域フォーラムの機能を強化せよ」
- ・松本はる香（2006年）「中国の ASEAN 外交と多国間主義の実像」
- ・森本敏(1997年)「アジア・太平洋地域における安全保障と地域的枠組み」
- ・矢野加奈美(1998年)「欧州安全保障協力機構(OSCE)と紛争予防」
- ・山本吉宣（2002年）「協調的安全保障の可能性」『国際危機学』
- ・湯川拓(2008年)「ASEAN Way 動揺論再考」
- ・湯澤武（2008年）「ASEAN 地域フォーラムの現状と展望」
- ・湯澤武(2009年)「米国と ASEAN 共同体」
- ・湯澤武(2009年)「東アジアの多国間制度と地域秩序の展望」
- ・吉原恒雄(1999年)「ASEAN 地域フォーラムと日本の安全保障」